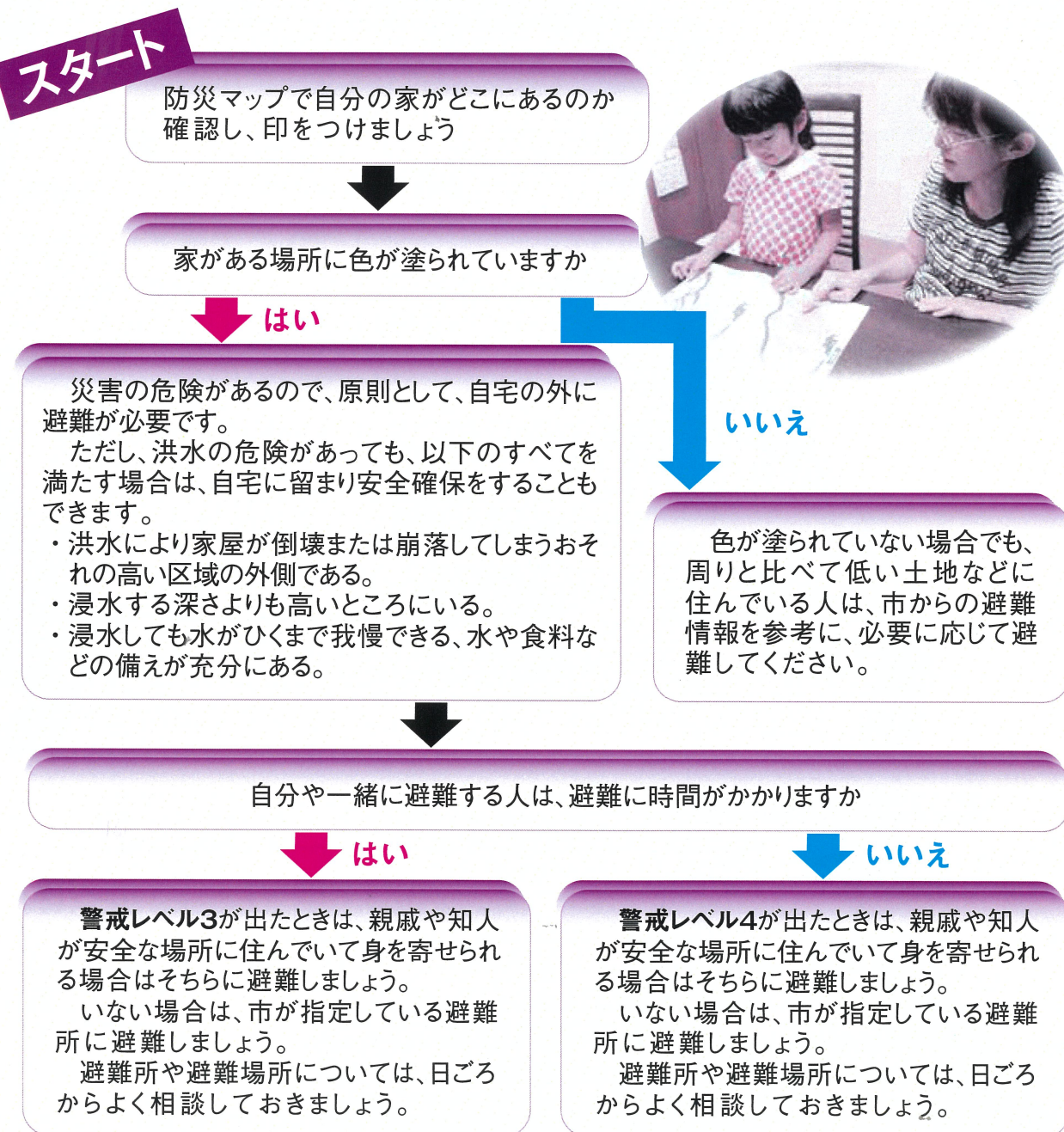




5-3 避難行動判定フローチャート

防災マップを活用した避難行動判定フローチャート (台風や豪雨などの水害時に備えて)



参考:内閣府防災ホームページ

避難行動判定フロー

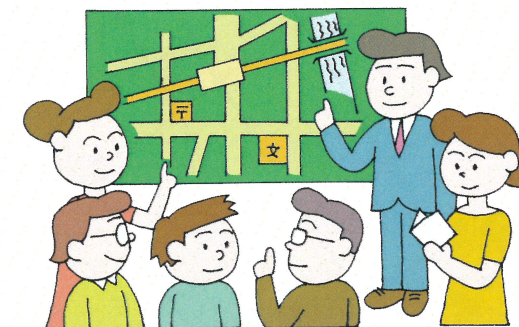
5-4 いざというときの助け合い

自主防災組織

自主防災組織は、地域の方々がお互いに協力し、災害から自分たちの地域を守るために結成される組織です。

大規模な災害が発生した場合には、被害を最小限に食い止めるため、市や防災関係機関が総力をあげて防災活動に取り組みます。しかし、被害の規模が大きいほど、行政機関のみの活動では、十分な応急活動ができない場合も予想されます。

阪神・淡路大震災では、倒壊した家の下敷きになったことで多くの犠牲者が出ましたが、助け出された人たちの大半が、近所の方々によって救出されました。身の安全を自分だけで守るのには限界があります。いざというときには、隣近所の協力、助け合いが非常に大切です。地震に限らず、風水害や火災など、いつ災害が起こるかわかりません。日頃から、近所同士がコミュニケーションを深め、互いに協力し合いながら防災活動に取り組むことが重要です。



避難行動要支援者のために

災害時や災害が発生するおそれのある時に、高齢者や障害者など自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）が、避難場所や避難所等へ避難できるよう日頃から地域における避難支援の体制づくりを推進することが大切です。

避難行動要支援者の避難支援のポイント

安全に避難支援を行うために、必要に応じて複数の支援者で対応しましょう。

●高齢者や、寝たきりの方（移動が困難な方）

- ・緊急時は背負って安全な場所に避難しましょう。
- ・声をかけて、付き添いながら避難しましょう。

●耳が不自由な方のために

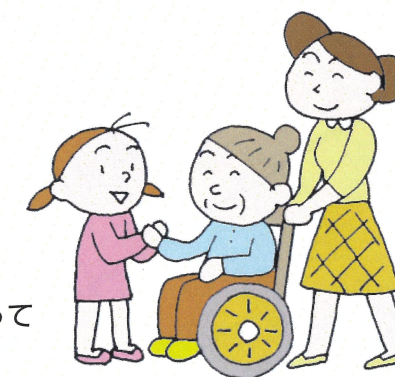
- ・話すときは、口の動きをはっきりと相手に伝わりやすいようにしましょう。
- ・手話、筆談、身振りなどの方法で、正確な情報を伝えましょう。

●目が不自由な方のために

- ・避難時は、声をかけて情報を伝えましょう。
- ・誘導する場合は、杖を持った方の手には触れず、肘や肩などを持ってもらい、誘導しましょう。

●車いす利用の方のために

- ・階段を移送する場合は、4人以上で四隅を持ち、上りは前向き、下りは後ろ向きにし、水平を保って移動しましょう。
- ・介助者が1人の場合は、ひもなどを利用して背負って避難しましょう。



避難行動要支援者名簿への登載について

市では要支援者の支援対策の一環として、「避難行動要支援者名簿」を作成し、その中で地域への情報提供に同意いただいた方の名簿を自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員などに提供することにより、地域における避難支援体制づくりを推進しています。

詳しい内容については、市の窓口へお問い合わせ下さい。

◇問い合わせ 守山市役所 健康福祉政策課 ☎077(582)1123
FAX 077(582)1138